

津幡町選挙管理委員会告示第20号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される同令第50条第1項及び第2項の規定により在外選挙人の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の交付を請求し、又は同令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用させる同令第56条第1項及び第57条の規定により投票の記載をすることができる場所及び日時は次のとおりである。

令和8年1月27日

津幡町選挙管理委員会

- 1 取扱場所 津幡町役場 1階 中央エントランスホール
- 2 取扱日時 令和8年1月28日から2月7日までの間、毎日午前8時30分から午後8時まで